

損害賠償額の決定について
本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

令和元年8月30日提出

相模原市長 本村賢太郎

1 損害賠償額

3,841,358円

2 被害者

相模原市南区相模大野5丁目
株式会社ビルドアート

3 事故の概要

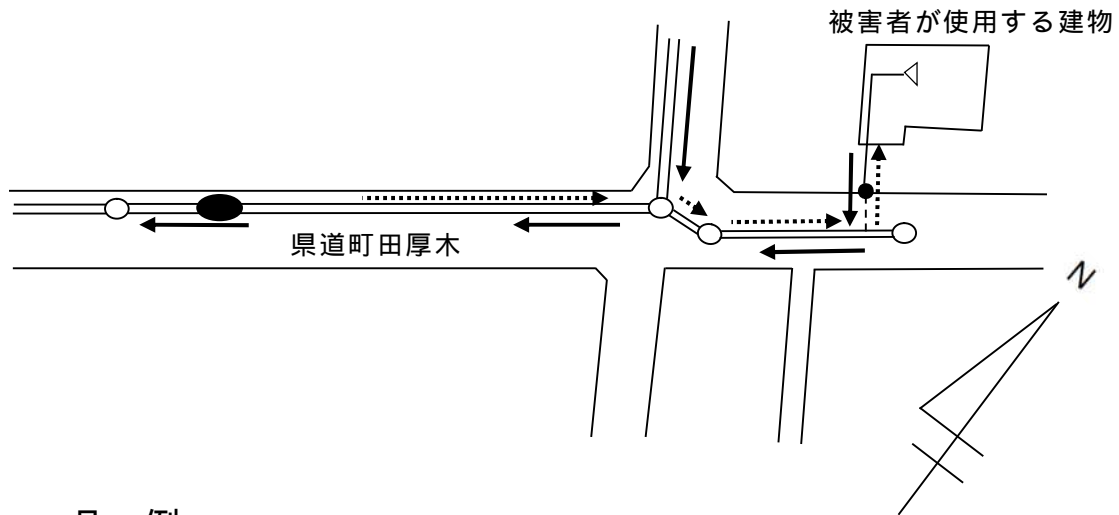
平成31年2月21日午後2時30分頃、相模原市南区相模大野5丁目30番先において、汚水に含まれる油脂類の堆積により公共下水道污水管に詰まりが発生したことから、汚水が当該污水管を逆流し、公共污水ます及び被害者が使用する建物の敷地内にある排水設備を経由して当該建物内の排水口等からあふれ出し、床面、壁面その他家財を汚損させたものである。

(本市の責任割合 100%)

提案の理由

公共下水道施設の管理^{かし}瑕疵により損害を受けた者に対する損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要による。

1 事故発生場所



凡 例

- 通常の汚水の流れ
-→ 逆流した汚水の流れ
- ==== 公共下水道汚水管
- 公共汚水ます及び取付管
- 排水設備
- 汚水マンホール
- 詰まり発生箇所
- ▷ 建物内の排水口等

2 相手方の被害

洗面所、便所等の床面、壁面その他家財の汚損

3 損害賠償額

3,841,358円